平成２８年（フ）第７８２号
広島市西区草津本町23番１号
債務者　北野　留美
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４１号
福岡市博多区竹下４丁目10番19―102号
債務者　東　　逸馬
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６７号
福岡市博多区井相田３丁目20番４―205号
債務者　高田　潤一
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８６９号
福岡市早良区百道１丁目24番３号
債務者　江藤　真也
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８７６号
福岡県春日市春日原北町５丁目110番地１
コスモサンクス106号
債務者　熊野　哲也
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０号
秋田県大館市字池内道下13番地
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第３３５号
山梨県山梨市小原東45番地―１―104
債務者　辻　　哲彦
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
奈良県桜井市大字大福533番地の３　２号室
債務者　松田　友子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町21番10号
債務者　浦田　正治
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９８号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町21番10号
債務者　浦田　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９９号
鹿児島県鹿児島市希望ヶ丘町21番10号
債務者　浦田　　愛
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４号
岩手県下閉伊郡田野畑村蝦夷森176番地、旧住所岩手県盛岡市永井18地割126番地１　ボン・エスポワールＢ202号
債務者　藤島　国芳
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第９４号
山形県米沢市万世町堂森772番地　フレンディーＫＡＺ―208号室
債務者　小峰　昭二
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１２２号
福島市渡利字東16番地の１
債務者　高野　純弥
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１７３号
茨城県取手市本郷５丁目８番16―Ａ２号
債務者　葛西美智子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
茨城県取手市駒場３丁目11番12―２号
債務者　岩瀬　光雄
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
茨城県牛久市南２丁目20番地11（ドムス牛久101号室）、前住所茨城県牛久市南７丁目25番地２
債務者　成田　修司
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
茨城県龍ケ崎市中根台１丁目６番地６
債務者　石山　由佳
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係